

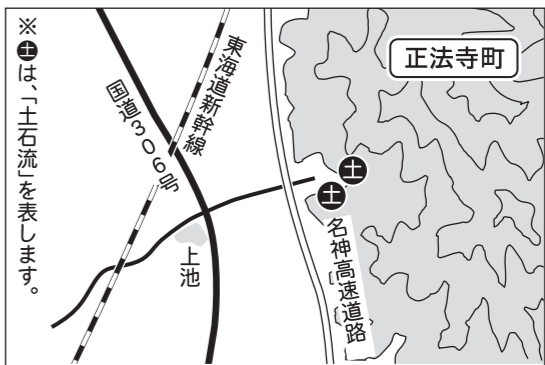
正法寺町

土砂災害(特別)警戒区域が追加指定されました

土砂災害から国民の生命を守るため、平成13年に施行された土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が、市内の2か所で追加指定されました。(およその場所は下の地図のとおり)

ただくか、彦根市ホームページ(道路河川課)をご覧ください。  
 問い合わせ先 園道路河川課 ☎30-6122番、FAX 24-5211番、園湖東地域振興局建設管理部管理調整課 ☎27-2254番(警戒避難体制の整備については園総務課 ☎30-6100番へ)

このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、市が警戒避難体制の整備を図ります。また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が行われたりします。詳しくは下記までお問い合わせい



※①は、「土石流」を表します。

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会が 関西元気文化圏賞を受賞しました

関西元気文化圏賞とは、文化を通じて関西から日本を明るく元気にすることに貢献した人物・団体に、感謝といっそこの活躍への期待をこめて贈られるものです。

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会は、地域の活性化に寄与するとともに、関西への注目度を高め、関西全体をおおいに盛り上げたとして、「関西元気文化圏賞」の特別賞を受賞しました。

贈呈式は、1月24日(休)、大阪市内のホテルで開催され、北村昌造

実行委員会会長とひこにやんが出席して、表彰状とトロフィーを受け取りました。

北村会長は、「築城400年祭は、彦根の潜在的な魅力とひこにやんの力で、76万人にお越しいただいた。この市民パワーを、『井伊直弼と開国1500年祭』につなげたいと思います。」とあいさつしました。

問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局 (園彦根城築城400年祭推進室内) ☎306141番、FAX 22-3008番



▲贈呈式で賞状を受け取る北村会長とひこにやん

不動産の公売のお知らせ

彦根市、米原市、滋賀県は左記の不動産について、共同で公売を実施します。

公売の日時 3月4日(火)午前10時～  
 場所 園湖東合同庁舎(元町4-1)1階入札室  
 公売財産 左の表のとおり(区分①と②については、一括換価による共同公売です)

※公売財産の情報は、2月4日(月)現在のものです。

※見積価額、公売保証金などの公売財産の明細、または、公売に関する詳細については、各所管(執行機関)にあります「公売のしおり」をご覧ください。

※公売を中止することがありますので、「ご了承ください」。

問い合わせ先 ①園納税課 ☎30-6109番、FAX 22-1308番 ②園湖東地域振興局税務課 ☎27-2205番、FAX 26-3391番 ③米原市納税課 ☎0749-523189番、FAX 0749-526930番 ④園湖北地域振興局税務課 ☎0749-66606番、FAX 0749-665776番

	所在地	地積合計 (公募による)	所管(執行機関)
①	南川瀬町字茶塚696番1 他8筆	6,870㎡	彦根市
②	南川瀬町字茶塚712番1 他1筆	1,189㎡	園湖東地域振興局
③	原町字一ツ松347番	1,487㎡	米原市
④	原町字平野420番6 他5筆	9,915㎡	園湖北地域振興局

国民年金保険料は、口座振替がお得です

滋賀社会保険事務局

国民年金保険料の納付を口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、左の表のように、保険料が割引になり大変お得です。

4月分から口座振替で前納するためには、希望する金融機関・郵便局または社会保険事務所で、2月末までに手続きをしてください。

種類	支払方法	支払額	毎月翌月払いと比べて
毎月納付(翌月払)	納付書か口座	172,920円 (14,410円×12月)	-
毎月納付(当月払)	口座	172,320円 (14,360円×12月)	1年間に600円お得
1年前納	口座	169,300円 (1年分)	1年間に3,620円お得
6か月前納	口座	85,480円 (6か月分)	半年間に980円お得

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」へ

社会保険庁では、電話での年金相談を実施しています。通話料は一般固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。

☎0570-051165番  
 P電話、PHSからかける人 ☎0367001165番  
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課 ☎23-114番

「市選管だより」農業委員会委員選挙人名簿

市選挙管理委員会

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、本人の申請によって調製することになっていきます。

この名簿を、市選挙管理委員会事務局(市役所4階)で縦覧します。

日時 2月23日(土)～3月9日(日)の午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日は、市役所西口当直室で縦覧します。

問い合わせ先 同事務局 ☎30-6131番、FAX 22-1411番

軽自動車

4月1日現在で登録されている所有者に、その年の軽自動車税が課税されます

廃車・名義変更などの手続きは早めに済ませましょう

以前所有していた自動車や軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて、驚いた経験がある人もいるのではないのでしょうか。

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることとなります。

◆車やバイクを知人に譲ったり、業者に下取りに出したときは、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後日自分で確認しましょう。

◆故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクは、その理由が発生した日から30日以内に廃車の手続きをしなければなりません。登録が残ったままだと、登録されている所有者に課税されます。

◆知人に譲ったり、業者に下取りに出したとき、相手方に手続きを依頼することがありますが、名義変更や廃車の手続きが4月

2日以降になると、4月1日現在で登録のある元の所有者に課税されます。名義変更や廃車などの手続きは、4月1日までに済ませてください。

◆例年、3月後半は、各窓口がたいへん混雑しますので、手続きはできるだけ早めに済ませてください。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先

自動車、126cc以上のバイク 近畿運輸局滋賀陸運支局 ☎05055402064番  
 軽自動車 軽自動車検査協会 滋賀事務所 ☎077-5857103番  
 125cc以下のバイク、小型特殊自動車(テラー、トラクタ、乗用コンバインなど) 園税務課諸税証明係 ☎30-61008番

問い合わせ先 軽自動車税：園税務課諸税証明係 ☎30-61008番、FAX 22-13008番